

序章 はじめに

1. 計画策定の背景と目的

蒲郡市では、住生活基本法に基づき、「潮風とみどりあふれる快適な住まい・まちづくり」を基本理念とする「蒲郡市住宅マスタープラン（蒲郡市住生活基本計画）（以下、「旧計画」という）」を平成22年3月に策定しました。

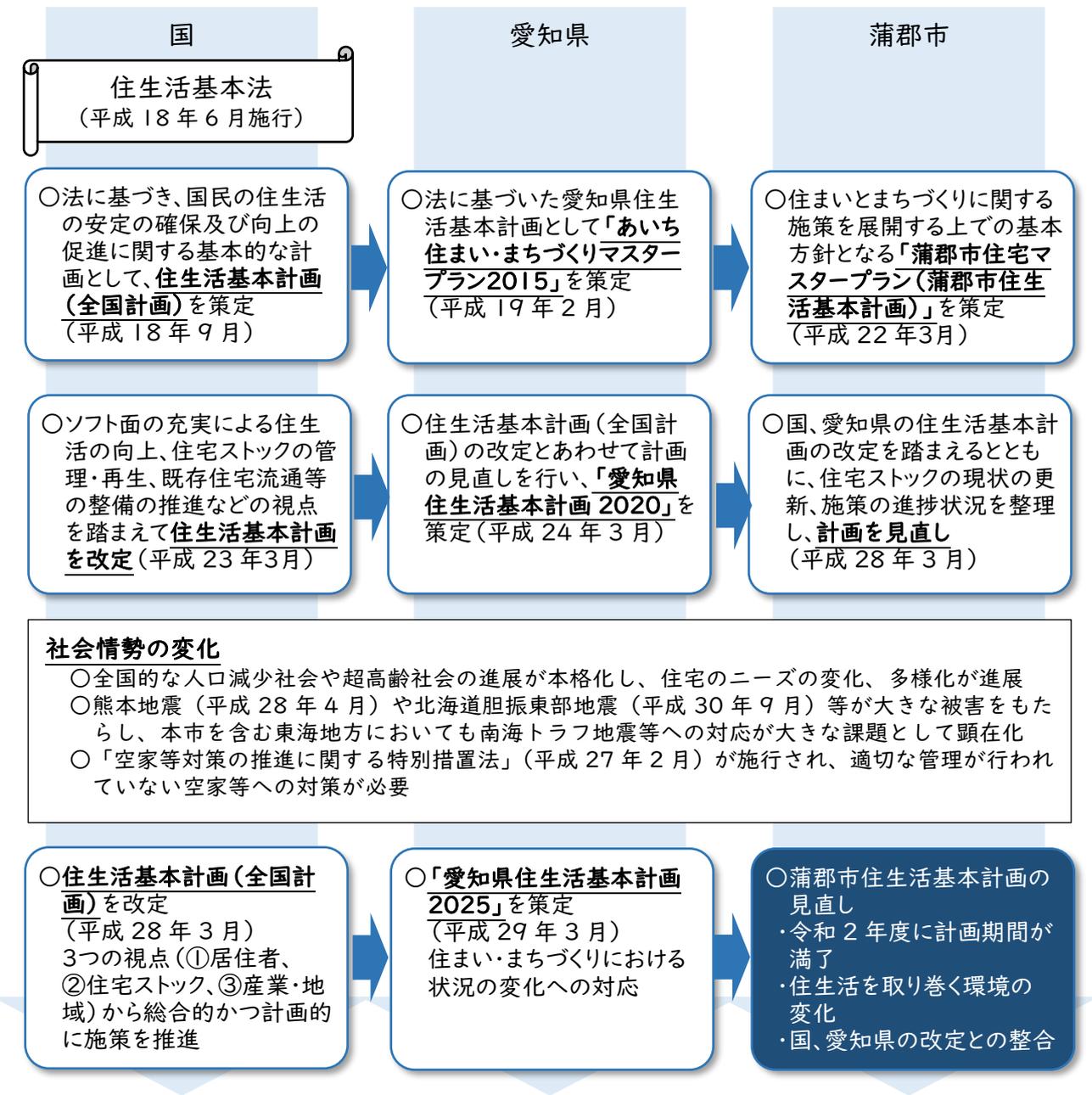
恵まれた自然・多様な地域空間の活用や高齢社会に備えた良好な地域社会の維持、市街地環境の改善などの課題に対して、誰もが安心して住み続けることができるように「ぬくもりとふれあい」がある環境を整えることや、蒲郡ならではのライフスタイルを求める人の居住を受け入れる「ふれあいのある住みたくなるまちづくり」により、持続性の高い都市を目指して住まい・まちづくり施策を進めてきました。

しかしながら、策定から10年が経過し、この間、人口減少社会や超高齢社会の進展が本格化し、空家の社会問題化や自然災害の激甚化など、住宅を取り巻く環境は大きく変化してきています。

また、令和元年12月に中国・武漢市で報告された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的に猛威を振るい、日本でも感染拡大を予防するなかで、自宅で過ごす時間が増えるとともに、企業のテレワーク等の推進により働き方が大きく変わってきており、住まいに求められる機能の多様化が進んでいます。

このような状況のなか、旧計画に位置付けられた施策の検証を行い、課題を整理した上で、近年の人口・世帯の動向や住宅事情等についての検討を踏まえて、住む人が愛着を深め、夢と誇りを持ち続けられる住まい・まちづくりを推進するため、今後10年間を見通した新たな住まい・まちづくり施策の理念を明確に示すとともに、計画的な施策を展開するための計画を策定しました。

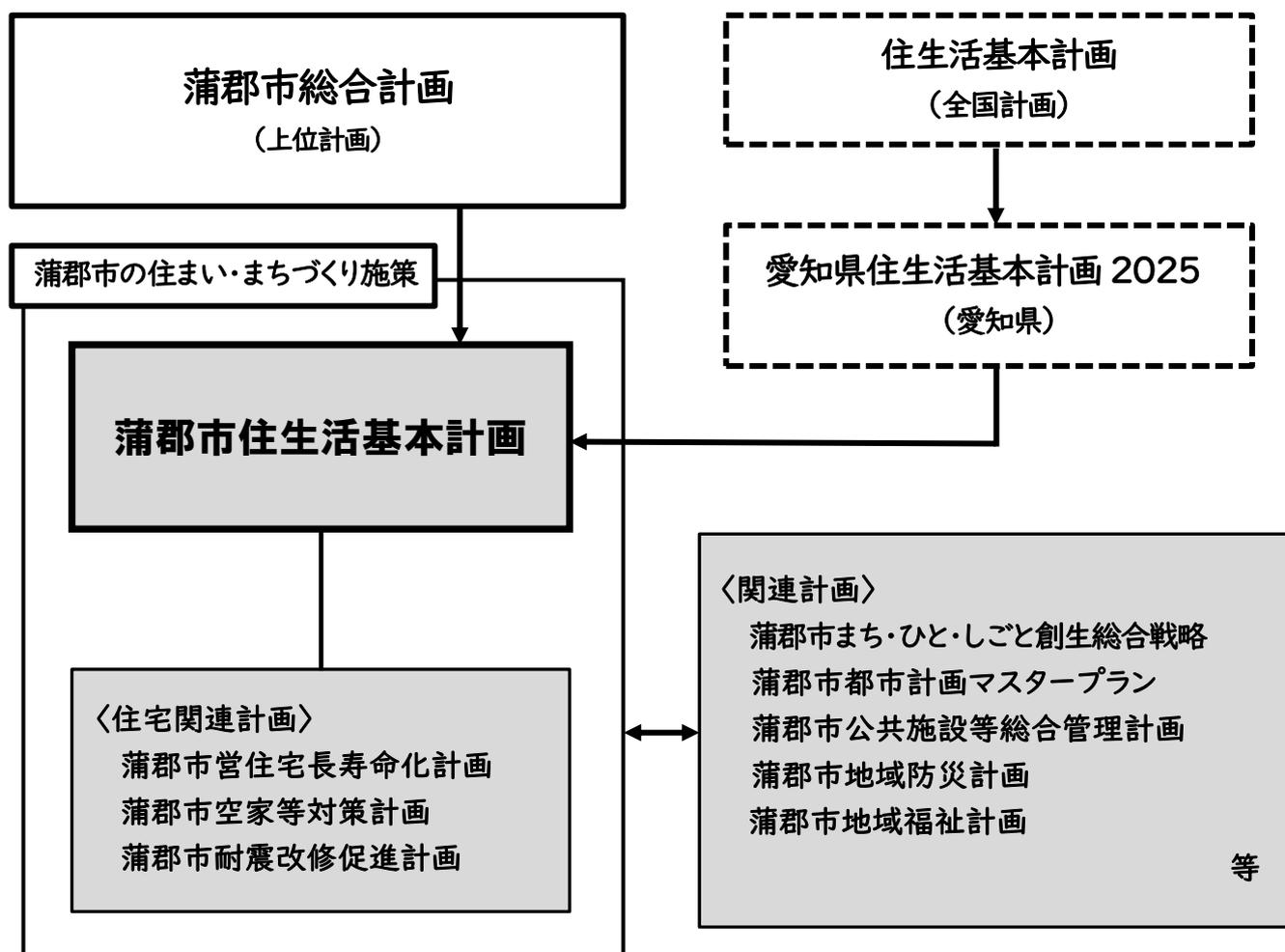
■計画見直しの背景



2. 計画の位置付け

本計画は、「第五次蒲郡市総合計画」を上位計画とし、本市の住まい・まちづくり施策を展開する上での指針となるものであり、本市の住まいと良好な住環境の形成を計画的に推進するための住宅行政に関する最上位計画として位置付けられるものです。

また、住生活基本法に基づく計画であり、「住生活基本計画（全国計画）」や「愛知県住生活基本計画 2025」と整合を図るとともに、「第五次蒲郡市総合計画」に則し、「蒲郡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「蒲郡市都市計画マスタープラン」、「蒲郡市公共施設等総合管理計画」、「蒲郡市地域防災計画」、「蒲郡市地域福祉計画」等の本市の関連計画等との整合を図り策定するものです。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や国の制度改正等を踏まえて、必要に応じて中間期を目安として計画の見直しを行います。

計画期間：令和3年度から令和12年度まで

4. SDGsの考え方

本市では、平成31年1月31日に発表された「SDGs日本モデル」宣言に賛同し、本市が、国や企業、関係団体、住民などと連携して、地方からSDGsを推進し、地域の課題解決と地方創生を目指していくという考え・決意を示しています。

また、第五次蒲郡市総合計画の各施策では、SDGsの目指すゴールを関連付けることで、総合計画、地方創生、SDGsを一体的に推進していくこととしています。

本計画においても、第五次蒲郡市総合計画に則し、一体的に推進していきます。

■ 「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成13年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年から令和12年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（No one will be left behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

